

1. 英文開示の対象範囲の拡大

平成 17 年証券取引法改正

有価証券報告書を提出しなければならない外国会社は、以下の要件の下、外国で開示を行っている英文による有価証券報告書等の提出が可能。

【対象有価証券】

- 外国ETF(株価指数連動型上場投資信託)

【対象書類】

- 有価証券報告書、半期報告書

【提出要件】

- 金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めること
- 直前に提出した開示書類に、今後、英文による有価証券報告書等を提出する旨の記載があること
- 日本語による要約等(補足書類)が添付されていること

【実施時期】

- 平成 17 年 12 月 1 日から実施

今回の改正事項(政令・内閣府令の改正)

【対象有価証券の拡大】

- ◇ 外国会社、外国政府、外国ファンド等が発行する有価証券にも拡大

【対象書類の拡大】

- ◇ 有価証券報告書、半期報告書に加え、四半期報告書(上場会社)、内部統制報告書等を追加

【提出要件の緩和】

- ◇ 弾力的な運用を促進するため、直前に提出する開示書類における事前予告義務を廃止
- ◇ 日本語による訳文が必要な部分を大幅に見直し

【実施時期】

- ◇ 政令で定める日(可及的速やかに施行予定)

2. その他の改正を予定している内閣府令案の概要

①適格機関投資家制度の弾力化

- 適格機関投資家＝有価証券投資に係る専門的な知識・経験を有していると認められる投資家
- 金融商品取引業者(証券会社)や銀行など法令に列挙された者のほか、有価証券の残高 10 億円以上の法人などについては、届出を行うことにより適格機関投資家になることも可能

➤現行

- 適格機関投資家の届出は年2回(1月・7月)
- 変更届はなく、届出時点の情報を2年間告示

➤改正後

- ◇ 届出を年4回に増やす(4月・10月を追加)
- ◇ 名称や所在地に変更があった場合にも届出

②財形信託の開示書類の簡素化

- 勤労者財産形成促進法に基づき、従業員の財産形成のため企業が信託金を拠出する信託(委託者＝企業、受託者＝信託銀行、受益者＝企業の従業員)
- 金融商品取引法上は第2項有価証券(信託受益権)に該当し、発行者(委託者及び受託者)について開示規制の対象



- ◇ 導入初年度の財務書類に関する事項は1年分(通常は2年分)とする経過措置を規定
- ◇ 企業グループ集団により共同で委託者となっている場合は、主たる企業(＝通常は親会社)1社のみの開示、キャッシュ・フロー計算書の作成を免除するなど負担を軽減